

第6章 保護に係る諸手続

6-1 保護に係る諸手続

保存及び活用に当たり改修等を行う場合に、文化財保護法に基づき必要となる主な手続きについて示す。手続きに要する書類（申請書、届出等）は北海道総務部総務課より札幌市観光文化局文化財課を通して文化庁へ提出する。

(1) き損届

重要文化財建造物の所有者等は、所有する重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、き損の拡大を防ぐ応急措置を施し、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。

（文化財保護法 第33条）

き損届に記載する項目

1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 重要文化財の指定書記載の所在の場所
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
7. 滅失、き損等の事実の生じた日時及び場所
8. 滅失、き損等事実の生じた当時における管理の状況
9. 滅失、き損等の原因、並びにき損の場合はその箇所及び程度
10. 滅失、き損等の事実を知った日
11. 滅失、き損等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

※き損の場合は、写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添える。

(2) 修理届

重要文化財建造物の修理を行う場合、修理に着手する30日前までに、工事内容を記した「修理届」を提出する。ただし、国庫補助金の交付を受けて修理を行うとき、また現状変更の許可を受けて修理を行うとき等は修理届は不要である。

（文化財保護法第43条の2）

届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真等を添えて、速やかに報告する。

（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第3条）

修理届に記載する項目

1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 重要文化財の指定書記載の所在の場所
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
7. 修理を必要とする理由
8. 修理の内容及び方法
9. 現在の所在の場所と指定書記載の場所と異なるときは、現在の所在の場所
10. 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 11. 修理の着手及び終了の予定時期 12. 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地 13. その他参考となるべき事項 |
|--|

(3) 現状に変更を及ぼす行為

所有者等が、重要文化財建造物の現状を変更する場合には、文化庁長官の許可を受けなければならない。

(文化財保護法第 43 条第 1 項)

許可が必要な行為

- ・ 保存修理に伴う復元的行為
保存修理に伴い、重要文化財建造物を建設当初または改変後のある時期の姿に復原しようという場合。
- ・ 保存管理上の行為
地上げや移築、構造補強等。構造補強は本来の構造形式や意匠全体の変更に係る場合や恒久的な補強を行う場合に、現状変更の許可を有する。
- ・ 活用のための行為
活用のために、現状を変更しようとする場合。この場合には、建造物の特性や文化財的価値を考慮するものとする。

許可を必要としない行為

- ・ 維持の措置
 - ① 事前に修理届を提出する場合 指定時の現状を復する行為 (6.1.2 修理届)
 - ② 事後に事務連絡をする場合 き損の拡大を防止する応急措置(6.1.1 き損届)

現状に変更を及ぼす行為が「許可が必要な行為」に該当する場合には、文化庁長官へ「現状変更許可申請書」に関連資料（図面、写真等）を添付し、提出する。

現状変更許可申請書に記載する項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 重要文化財の名称及び員数 2. 指定年月日及び指定書の記号番号 3. 重要文化財の指定書記載の所在の場所 4. 所有者の氏名又は名称及び住所 5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所 6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地 7. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地 8. 現状変更を必要とする理由 9. 現法変更等の内容及び実施の方法 10. 現在の所在の場所と指定書記載の場所と異なるときは、現在の所在の場所 11. 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期 12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期 13. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在 14. その他参考となるべき事項 |
|---|

(4) 保存に影響を及ぼす行為

所有者等が、重要文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官の許可を受けなければならない。

ただし、その影響が軽微であれば、事前の許可は不要である。

(文化財保護法第 43 条第 1 項)

保存に影響を及ぼす行為該当例

- ・ 建設時に想定されていないような重量物の搬入
- ・ 建造物周辺における掘削を伴う行為

保存に変更を及ぼす行為の許可を得る場合、「保存に影響をおよぼす行為」の許可申請書を提出する。行為が軽微に該当するかどうか不明な場合についても許可申請書を提出し、許可の要否を確認する。許可申請書は「6.1.3 現状に変更を及ぼす行為」と同様の内容にて記載する。

なお、影響が軽微な行為については、「2.4.3 軽微な修繕」を参照のこと。